

平成 29 年度上半期における下請法の運用状況、企業間取引の公正化への取組等

平成 29 年 11 月 8 日

公正取引委員会

第 1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第 1 表参照）

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

平成 29 年度における書面調査は、これまでに資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の親事業者 60,000 名を対象に実施し（6 月）、また、当該親事業者と取引のある下請事業者 300,000 名を対象に実施した（10 月）ところである。

第 1 表 書面調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
平成 29 年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	38,680	208,513	247,193
役務委託等	21,320	91,487	112,807
平成 28 年度	39,150	214,500	253,650
製造委託等	25,696	151,912	177,608
役務委託等	13,454	62,588	76,042
平成 27 年度	39,101	214,000	253,101
製造委託等	26,559	151,499	178,058
役務委託等	12,542	62,501	75,043

(注 1) 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注 2) 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話 03-3581-3374 (直通) (第 1 関係)

企業取引課 電話 03-3581-3373 (直通) (第 2 及び第 3 関係)

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

(下請法に係る相談・申告等 <http://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>)

2 下請法違反被疑事件の処理状況

平成 29 年度上半期（平成 29 年 4 月から 9 月まで。以下同じ。）における下請法違反被疑事件の処理状況は、以下のとおりである。

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第 2 表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は 5,002 件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが 4,941 件、下請事業者等からの申告によるものが 60 件となっている。また、中小企業庁長官からの措置請求が 1 件となっている。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は 4,222 件であり、このうち、4,098 件について、下請法第 7 条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

(ア) 勧告（第 1 図参照）

勧告件数は 5 件であり、いずれも製造委託に係るものであった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、いずれも下請代金の減額であり、その概要は別紙 1 のとおりである。

(イ) 指導（第 2 図参照）

指導件数は 4,093 件であり、このうち 2,883 件が製造委託等に係るもの、1,210 件が役務委託等に係るものであった。指導を行った主な事件の概要については別紙 2 のとおりである。

(ウ) 地区ごとの措置件数（第 3 表参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）

4,098 件の地区ごとの内訳は第 3 表のとおりである。また、都道府県ごとの内訳については別紙 3 のとおりである。

第 2 表 下請法違反被疑事件の処理状況

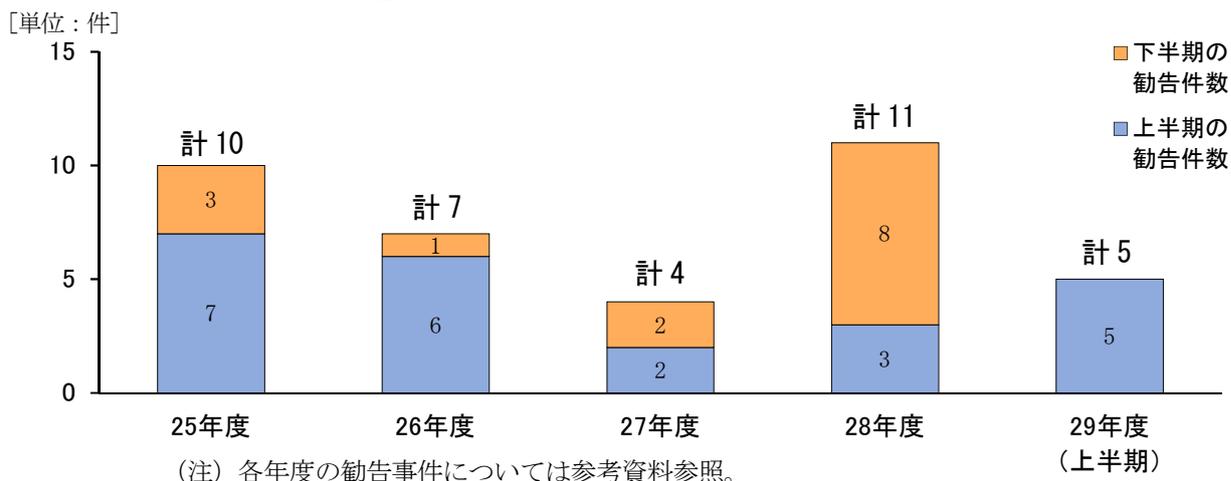
[単位：件]

	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
合計	4,941 [3,931]	60 [53]	1 [0]	5,002 [3,984]	5 [3]	4,093 [3,796]	4,098 [3,799]	124 [78]	4,222 [3,877]
製造委託等	3,452 [2,729]	44 [38]	1 [0]	3,497 [2,767]	5 [2]	2,883 [2,620]	2,888 [2,622]	81 [58]	2,969 [2,680]
役務委託等	1,489 [1,202]	16 [15]	0 [0]	1,505 [1,217]	0 [1]	1,210 [1,176]	1,210 [1,177]	43 [20]	1,253 [1,197]

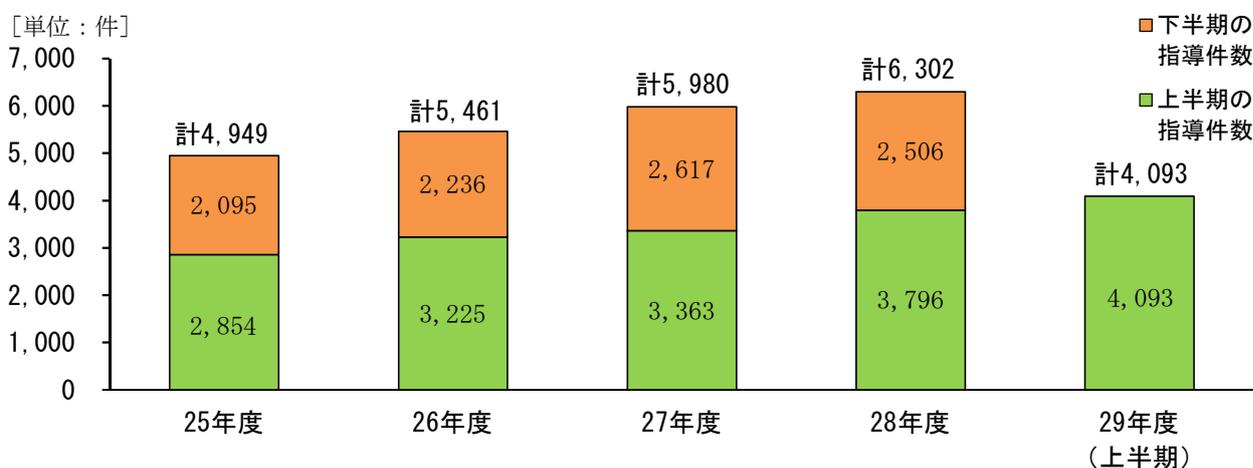
(注 1) 勧告又は指導を行った事件の中には、複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。

(注 2) []内の数値は、前年度上半期の件数である。

第1図 勧告件数の推移



第2図 指導件数の推移



第3表 措置件数(4,098件)の地区ごとの内訳

[単位：件]

地区	件数
北海道地区(北海道)	179 [170]
東北地区(青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県)	172 [171]
関東甲信越地区(茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県)	1,881 [1,646]
中部地区(富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県)	325 [332]
近畿地区(福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県)	875 [872]
中国地区(鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県)	258 [316]
四国地区(徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県)	119 [114]
九州地区(福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県)	283 [171]
沖縄地区(沖縄県)	6 [7]
合計	4,098 [3,799]

(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) []内の数値は、前年度上半期の件数である。

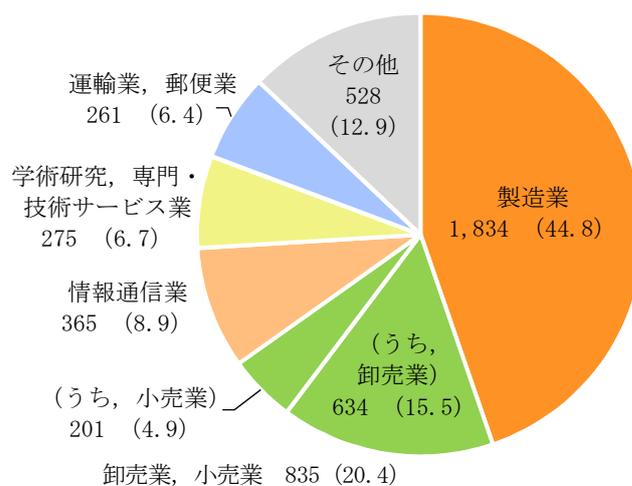
ウ 措置件数の業種別内訳

下請法違反事件に係る措置件数を業種別にみると、①製造業の件数が最も多く（1,834 件、44.8%）、②卸売業、小売業（835 件、20.4%）、③情報通信業（365 件、8.9%）がこれに続いている（第3図参照）。

なお、製造業に対する措置件数（1,834 件）の内訳としては、生産用機械器具製造業（275 件、15.0%）、金属製品製造業（268 件、14.6%）、電気機械器具製造業（171 件、9.3%）等となっている（第4図参照）。

第3図 措置件数（4,098 件）の業種別内訳

[単位：件，（%）]

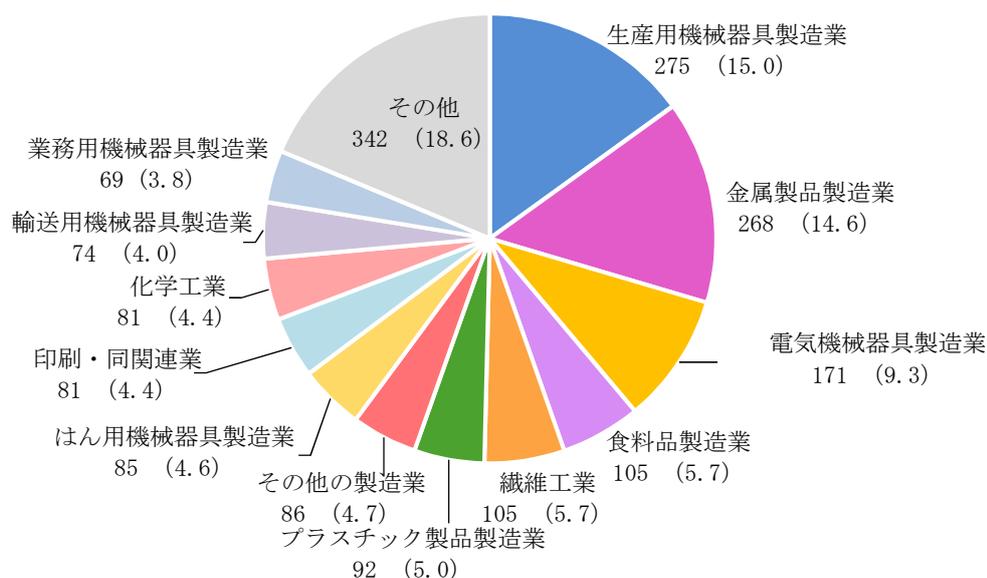


（注1）業種は、日本標準産業分類大分類による。

（注2）（ ）内の数値は措置件数全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

第4図 製造業に対する措置件数（1,834 件）の内訳

[単位：件，（%）]



（注1）内訳の業種は、日本標準産業分類中分類による。

（注2）（ ）内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

(2) 下請法違反行為の類型別件数 (第4表参照)

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が3,370件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が4,296件となっている（第5-1図参照）。

イ 実体規定違反行為の類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が2,363件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の55.0%）と最も多く、次いで、②買ったたき（925件、21.5%）、③減額（380件、8.8%）となっており、これら3つの行為類型で全体の9割近くを占めている（第5-2図参照）。

第4表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，(％)]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
合計	2,994 [2,844] (88.8)	376 [356] (11.2)	3,370 [3,200] (100.0)	16 [20] (0.4)	2,363 [2,098] (55.0)	380 [252] (8.8)	13 [7] (0.3)	925 [700] (21.5)	70 [45] (1.6)	57 [34] (1.3)	251 [229] (5.8)	187 [129] (4.4)	34 [28] (0.8)	0 [0] (-)	4,296 [3,542] (100.0)	7,666 [6,742]
製造委託等	2,209 [2,061] (89.2)	268 [260] (10.8)	2,477 [2,321] (100.0)	12 [19] (0.4)	1,493 [1,333] (49.4)	274 [193] (9.1)	12 [7] (0.4)	722 [551] (23.9)	45 [25] (1.5)	54 [33] (1.8)	239 [217] (7.9)	151 [103] (5.0)	23 [17] (0.8)	0 [0] (-)	3,025 [2,498] (100.0)	5,502 [4,819]
役務委託等	785 [783] (87.9)	108 [96] (12.1)	893 [879] (100.0)	4 [1] (0.3)	870 [765] (68.5)	106 [59] (8.3)	1 [0] (0.1)	203 [149] (16.0)	25 [20] (2.0)	3 [1] (0.2)	12 [12] (0.9)	36 [26] (2.8)	11 [11] (0.9)	0 [0] (-)	1,271 [1,044] (100.0)	2,164 [1,923]

(注1) 一つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

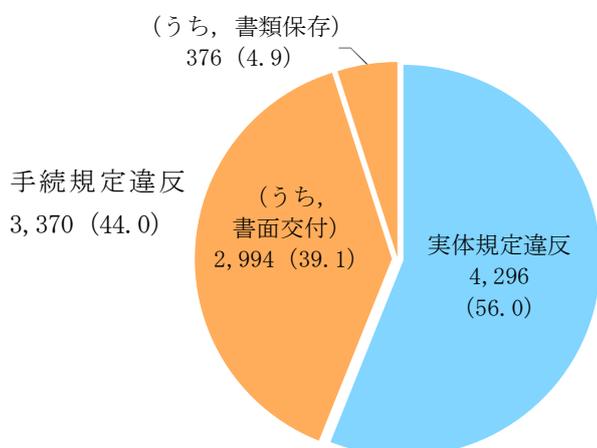
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれている。

(注3) []内の数値は、前年度上半期の件数である。また、()内の数値は、各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率である。

第5-1図

類型別件数 (7,666 件) の内訳

[単位：件，(％)]

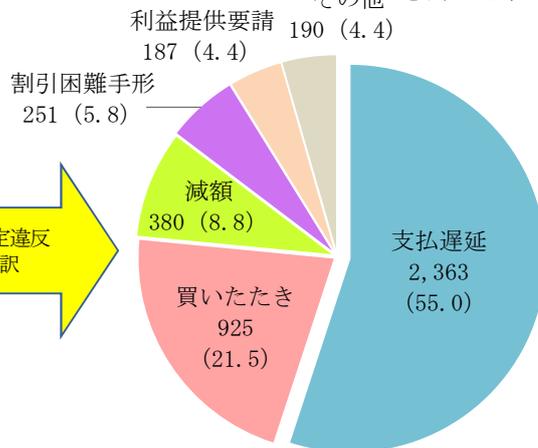


(注) () 内の数値は類型別件数に占める比率である。

第5-2図

実体規定違反件数 (4,296 件) の行為類型別内訳

[単位：件，(％)]



(注) () 内の数値は実体規定違反件数に占める比率である。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成29年度上半期においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者132名から、下請事業者7,865名に対し、受領拒否分の回復等、総額24億4490万円相当の原状回復が行われた（第5表参照）。

なお、平成25年度以降の原状回復額の推移については第6図のとおりである。

第5表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	返還等を行った 親事業者数	返還等を受けた 下請事業者数	返還等の金額
受領拒否	2名 [－]	138名 [－]	14億72万円 [－]
減額	70名 [46名]	5,663名 [1,575名]	9億666万円 [7億4531万円]
支払遅延	50名 [55名]	1,963名 [899名]	1億3215万円 [3790万円]
返品	7名 [－]	72名 [－]	327万円 [－]
利益提供要請	2名 [4名]	21名 [47名]	202万円 [2071万円]
購入等強制	1名 [1名]	8名 [144名]	5万円 [2014万円]
買ったたき	－ [1名]	－ [10名]	－ [8411万円]
やり直し等	－ [1名]	－ [1名]	－ [300万円]
有償支給原材料等 の対価の早期決済	－ [4名]	－ [21名]	－ [57万円]
割引困難手形	－ [1名]	－ [5名]	－ [44万円]
合計	132名 [113名]	7,865名 [2,702名]	24億4490万円 [9億1220万円]

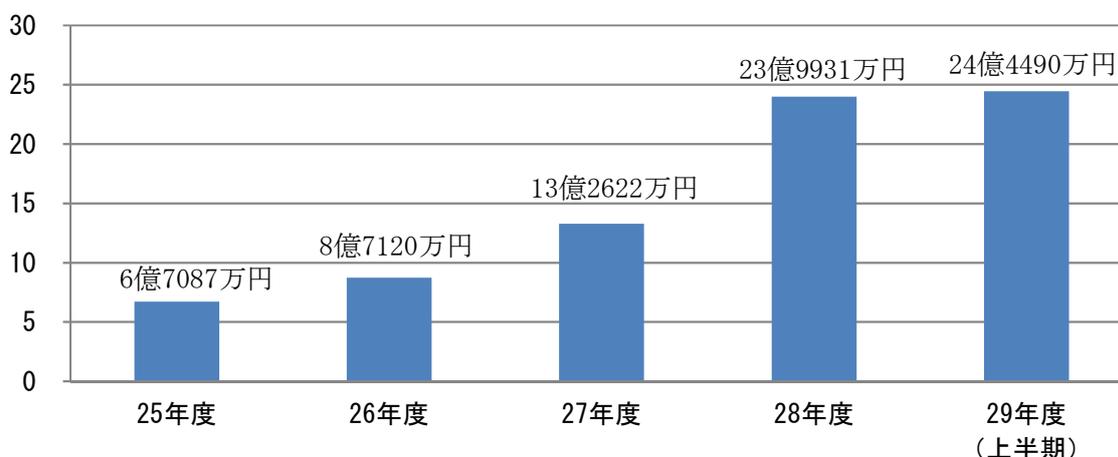
(注1) []内の数値は、前年度上半期のものである。

(注2) 該当がない場合を「－」で示した。

(注3) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。

第6図 原状回復額の推移

[単位：億円]



(4) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案 (第6表参照)

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表^(注1)）。

平成29年度上半期においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は37件であった。また、同期間に処理した自発的な申出のうち2件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成29年度上半期においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者700名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額17億2652万円相当の原状回復が行われた^(注2)。

(注1) http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

(注2) 前記(3)記載の金額の内数である。

第6表 自発的な申出の件数

[単位：件]

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (上半期)
14	47	52	61	37

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

特に、親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう、違反行為事例の充実等を内容とした「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正等を平成28年12月14日に実施しており、平成29年度上半期においても、その内容について普及・啓発を図るため、公正取引委員会が主催する下請法等の講習会等において説明を行っている。

平成29年度上半期の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成29年度上半期においては、49回の講習会を実施した。

(2) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成29年度上半期においては、荷主・物流事業者向けに10回、ブライダル業者・葬儀業者向けに7回の講習会を実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成29年度上半期においては、4,515件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成29年度上半期においては、38か所で実施した。

<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有す

る中小事業者に対する相談窓口（約 2,300 か所）を活用し、相談を受け付けている。

平成 29 年度上半期においては、全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ 28 回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1 分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 29 年度 9 月末時点の下請取引等改善協力委員（定員）は 153 名である。

平成 29 年度上半期においては、5 月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要は別紙 4 のとおりである。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 29 年度上半期においては、事業者団体等へ 48 回講師を派遣した。

5 取引実態調査等

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

(1) 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査

平成 29 年度上半期においては、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制の観点から大規模小売業者と納入業者との取引の実態を把握するために、平成 29 年 7 月に納入業者を対象に調査票（31,955 通）を発送した。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成 16 年 3 月 8 日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成 29 年 9 月に、荷主を対象とする書面調査を開始し、調査票（30,000 通）を発送した。今後、調査対象とした荷主と取引のある物流事業者に対する書面調査の実施を予定している。

第3 今後の取組

公正取引委員会は、平成 29 年度上半期において、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処するとともに、違反行為の未然防止を図るための様々な取組を実施してきたところであるが、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られていると考えられることから、引き続き、以下の施策について取り組むこととする。

また、公正取引委員会は、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房副長官（参））に参画しているところ、その議論も踏まえつつ、中小企業等の取引条件の改善等に向け、引き続き下請法の積極的な運用を進めていく。

1 下請法違反行為に対する迅速かつ効果的な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処していく。

2 下請法違反行為の未然防止

(1) 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成 29 年度においては、下請取引適正化推進月間を効果的に PR することを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、【取引条件相互に築く 未来と信頼】を特選作品として選定した。また、47 都道府県 62 会場（うち公正取引委員会主催分 26 都道府県 33 会場）において講習会を実施することとしている。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/oct/171002_1.html

(2) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや事例研究を中心とした応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした「応用講習会」を、平成 29 年 12 月以降、13 回の実施を予定している。

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延や減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、平成 29 年 11 月 15 日に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等を要請する文書の発出を予定している。

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<http://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube 公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

～下請法関係のパンフレットは下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

平成 29 年度上半期における勧告事件

① 株式会社久世に対する件（平成 29 年 4 月 27 日）	
親事業者	株式会社久世
事業内容	食料品等の卸売業等
下請取引の内容	食料品，調味料，洗剤等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「特別条件」 ^{（注 1）} ，「年間リベート」 ^{（注 2）} ，「事務手数料」 ^{（注 3）} 等を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより，下請代金の額を減じていた（平成 27 年 6 月～平成 28 年 11 月）。
減額金額	下請事業者 52 名に対し，総額 5043 万 9920 円 【勧告前に返還済み】

（注 1）下請代金を支払う際に久世に割り戻す額として徴収した金銭のこと。

（注 2）積極的な拡販を図るためとして一定期間の下請代金の総額に応じて徴収した金銭のこと。

（注 3）下請事業者への発注に係る事務手数料として徴収した金銭のこと。

② 山崎製パン株式会社に対する件（平成 29 年 5 月 10 日）	
親事業者	山崎製パン株式会社
事業内容	フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業
下請取引の内容	食料品（弁当，麺類等）等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「ベンダー協賛金」 ^{（注 1）} ，「箸・フォーク代」 ^{（注 2）} 等を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより，下請代金の額を減じていた（平成 26 年 2 月～平成 29 年 1 月）。
減額金額	下請事業者 10 名に対し，総額 4622 万 4401 円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

（注 1）商品の販売促進のための費用として徴収した金銭のこと。

（注 2）弁当等の購入者に配布する箸等の費用として徴収した金銭のこと。

③ 寿屋フロンテ(株)に対する件（平成 29 年 6 月 23 日）	
親事業者	寿屋フロンテ(株)
事業内容	自動車部品の製造業
下請取引の内容	フロアカーペット等の部材の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 ア 「原低」 ^{（注）} を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成 27 年 9 月～平成 28 年 8 月）。 イ 単価の引下げ改定を行ったところ，単価の引下げの合意日前に発注した部材について引き下げた単価を遡って適用し，下請代金の額から，下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成 27 年 10 月～平成 28 年 7 月）。
減額金額	下請事業者 8 名に対し，総額 1870 万 5174 円 【勧告前に返還済み】

（注）下請事業者に対しコストダウンの要請を行い，下請代金から差し引いていた金銭のこと。

④ タカタ(株)に対する件（平成 29 年 7 月 18 日）	
親事業者	タカタ(株)
事業内容	自動車部品等の製造業
下請取引の内容	シートベルト，エアバッグ，チャイルドシート等の部品等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 ア 「一時金」 ^{（注）} を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成 27 年 12 月～平成 29 年 2 月）。 イ 単価の引下げ改定を行ったところ，単価の引下げの合意日前に発注した部品等について引き下げた単価を遡って適用し，下請代金の額から，下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成 27 年 12 月～平成 29 年 2 月）。 ウ 原材料の市場価格の下落に伴い引き下げた単価を過去に発注し納品された分まで遡って適用し，下請代金の額から当該引下げによる差額分を差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成 28 年 1 月～同年 10 月）。
減額金額	下請事業者 64 名に対し，総額 2 億 4976 万 9538 円

（注）下請事業者に対しコストダウンの要請を行い，下請代金から差し引いていた金銭のこと。

⑤ (株)セブン-イレブン・ジャパンに対する件 (平成 29 年 7 月 21 日)	
親事業者	(株)セブン-イレブン・ジャパン
事業内容	フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 「商品案内作成代」 ^(注1) 又は「新店協賛金」 ^(注2) を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた (平成 27 年 9 月～平成 28 年 8 月)。
減額金額	下請事業者 76 名に対し、総額 2 億 2746 万 1172 円 【勧告前に返還済み】

(注 1) 直営店及び加盟店に配信する商品案内を作成する費用として徴収した金銭のこと。

(注 2) 新規出店時等を実施する値引きセールの前資として徴収した金銭のこと。

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

平成 29 年度上半期における主な指導事件

第 1 製造委託等

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

- ポリ袋等の製造を下請事業者に委託している A 社は、下請事業者に対し、自社の生産計画を変更したことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

- ① 自動車の修理を下請事業者に委託している B 社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月 20 日納品締切、翌月 25 日支払」の支払制度を採っているため、一部の修理の下請代金について支払遅延が生じることとなった。
- ② 封筒等の印刷、製本を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 検査機器の部品の製造を下請事業者に委託している D 社は、下請代金の支払期日が自社の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託している E 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

- ① 自動車の板金・塗装を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者に対し、「早払奨励金」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 食料品の原材料等の製造を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したのについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。

- ③ ボタン等の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、「歩引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ④ 金属製品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ⑤ 寝具の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請代金の支払について手形払と定めており、下請事業者から希望がある場合には現金による支払を行うこととしているところ、現金で支払う際に、「金利引き」として自社の短期の調達金利相当額を超える額を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

- ① 調味料の製造を下請事業者に委託しているK社は、賞味期限が近づいたことを理由に、当該調味料の在庫を返品していた。
- ② 住宅用建材の製造を下請事業者に委託しているL社は、取引先の都合により仕様が変更となったことを理由に、当該住宅用建材を返品していた。
- ③ 包装資材の製造を下請事業者に委託しているM社は、取引先から瑕疵があることを指摘されたとして、下請事業者の給付を受領してから6か月を超えた後に返品していた。

5 買ったたき（第4条第1項第5号）

- ① 機械加工等を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に対し、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。
- ② 酪農作業機械等の製造を下請事業者に委託しているO社は、下請事業者に対し、見積り時点の納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当該見積り時点の単価により下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- ① 自動車の修理を下請事業者に委託しているP社は、歳暮等の時期に、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、自社の親会社が販売する商品を購入させていた。
- ② 調味料の製造を下請事業者に委託しているQ社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、自社の販売する調味料の詰め合わせ等を購入させていた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 衣料品の加工及び修繕を下請事業者に委託しているR社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 漁業用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているS社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

9 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- プラスチック製品等の製造を下請事業者に委託しているT社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該製品等の発注が終了し、当該金型が不要になったにもかかわらず、下請事業者から請求されるまで当該金型の廃却費用又は保管費用を負担していなかった。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 消防設備点検業務を下請事業者に委託している a 社は、半年ごとに下請事業者から請求書を提出させ、翌月末日に半年分まとめて支払を行うという支払制度を採っているため、一部の役務の下請代金については、提供を受けた日から 60 日以内に支払っていなかった。
- ② テレビ番組の制作を下請事業者に委託している b 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 警備業務を下請事業者に委託している c 社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意せずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ② 貨物の運送を下請事業者に委託している d 社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 設計図の製作を下請事業者に委託している e 社は、下請代金の支払について手形払と定めており、下請事業者から希望がある場合には現金による支払を行うこととしているところ、現金で支払う際に、手形期間分の金利相当額として自社の短期の調達金利相当額を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

- ① 葬儀の運営を下請事業者に委託している f 社は、下請事業者に対し、従来の発注単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより下請代金の額を定めていた。
- ② ビルのメンテナンスを下請事業者に委託している g 社は、下請事業者に対し、十分な協議をすることなく、一方的に通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

- ③ 運送業務を下請事業者に委託している h 社は、下請事業者に対し、多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- ① 結婚式の司会進行を下請事業者に委託している i 社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、自社が販売するおせち料理を購入させていた。
- ② 広告物のデザインの作成を下請事業者に委託している j 社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、広告主から購入したディナーショーチケットを購入させていた。

措置件数（4,098件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

平成29年度上半期			平成28年度 上半期	平成29年度上半期			平成28年度 上半期
地区	都道府県	件数		地区	都道府県	件数	
北海道地区	北海道	179	170	近畿地区	福井県	49	34
東北地区	青森県	24	20		滋賀県	39	48
	岩手県	20	33		京都府	106	102
	宮城県	38	31		大阪府	503	504
	秋田県	18	15		兵庫県	145	141
	山形県	37	30		奈良県	16	22
	福島県	35	42		和歌山県	17	21
東北地区計		172	171		近畿地区計		875
関東甲信越地区	茨城県	45	48	中国地区	鳥取県	18	19
	栃木県	48	36		島根県	24	33
	群馬県	56	50		岡山県	62	86
	埼玉県	154	130		広島県	123	128
	千葉県	66	70		山口県	31	50
	東京都	1,118	981	中国地区計		258	316
	神奈川県	217	185	四国地区	徳島県	25	21
	新潟県	69	54		香川県	38	35
	山梨県	21	22		愛媛県	39	37
	長野県	87	70		高知県	17	21
関東甲信越地区計		1,881	1,646	四国地区計		119	114
中部地区	富山県	28	21	九州地区	福岡県	156	87
	石川県	36	21		佐賀県	23	12
	岐阜県	30	33		長崎県	18	16
	静岡県	66	60		熊本県	1	18
	愛知県	146	171		大分県	27	10
	三重県	19	26		宮崎県	30	12
中部地区計		325	332		鹿児島県	28	16
					九州地区計		283
				沖縄地区	沖縄県	6	7
				全国計		4,098	3,799

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等をめぐる最近の状況等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

1 下請取引等をめぐる最近の状況

(最近の業績や地域経済の動向)

- 政府の補助金を利用した設備投資等が積極的に行われており、景況感がよい。
(製造業)
- 行政の取組により外国人旅行者が増えて、空港等で販売する観光土産品の売上げが増加している。(卸売業)
- 地方の中小企業におけるITに関する意識が変わってきており、ネットワーク環境の改善やインターネットのセキュリティ対策の強化など、情報化への投資を惜しまなくなってきていることから、今後も需要は堅調に増えていくと思われる。
(情報通信業)

(諸費用の水準及び取引価格への転嫁の状況、価格決定の適正化の状況)

- ビルメンテナンス等の労働集約型産業は、最低賃金の上昇について価格転嫁が難しい。(サービス業)
- 諸物価の上昇によるコスト上昇を価格に転嫁できていない。転嫁を求めた事業者が取引先に転注されたことがあり、なかなか転嫁を言い出せない事情もある。
(製造業)
- 取引先もコスト上昇は同じであるため、単価引上げのお願いに対し理解が得られている。(製造業)
- 取引先からは、取引先における予算ありきで値下げ要求をされることが多く、価格交渉の場において、値下げ要求に具体的な根拠が示されることはない。(情報通信業、製造業)
- 石油業界は寡占状態となっているため、原油価格が下がり、為替価格が下がっても末端の燃料価格は値上がりするといった状況にある。トラック業界は、燃料がなければ仕事ができないため、いくら燃料価格が高くとも買わざるを得ない。
(運輸業)

(労働力不足への対応)

- ワークライフバランスを考慮した上で従来どおりのクライアントの要望に応えるということは、労働環境適正化と人件費増加のバランスをいかにして取るかということであり、難しい経営判断を迫られている。(情報通信業)
- 人手不足に起因して残業代が増え、また、最低賃金の上昇等によって人件費が上昇していることから、受け入れたい仕事も受注できない場合がある。(製造業、サービス業)
- 労働力の不足に対し、製造工程の見直しや機械化、外国人実習生の受け入れ、時短勤務の採用等労働環境の整備、従業員の多能工化の推進、雇用の延長制度の見直し等により対応している。(製造業、サービス業)

(支払方法に係る取引条件改善状況)

- 昨年末に発出された、公正取引委員会と中小企業庁連名の下請代金の支払手段についての通達や政府の指導により、手形払が減ってきており、現金払が増えてきている。(製造業、卸売業)
- 支払代金の現金化、手形サイトの短縮などの改善は特に見られない。支払の大元である川上の業者が現金払を行わない限り、現金化の方向に進まないと思う。(製造業、卸売業)

(その他)

- アメリカ合衆国のTPP離脱やNAFTA見直しの影響は大きく、メキシコに拠点を置いている事業者のほか、TPP発行を見込んでベトナムに進出した事業者が大きな影響を受けている。(製造業)
- 大量発注を受け加工用の部品が送られてきたため全て加工したものの、実際は、年に1度少量発注が行われる程度であった。このため、加工した部品を当社が保管しているにもかかわらず、保管費用について支払を受けていない。(製造業)
- ソフトウェア業界では、発注書面において仕様の記載が具体的ではなく、具体的な部分は口頭でやりとりを行うことが多い。このため、取引先との認識の違いなどで、長時間労働が発生し、費用負担の問題が生じてくることがある。(情報通信業)
- 繁忙期における荷待ちは、発荷主及び着荷主のいずれにおいても発生しているが、荷主自らが改善する様子は見られず、発注者に当たる一次の物流事業者はその実態を知っていながら、それによって発生する追加費用の負担については看過している状況にある。(運輸業)

2 公正取引委員会への意見・要望等

- 下請法が大分浸透してきたと感じており、そのことが、親事業者から下請法に違反するような要求を受けたときに断る後ろ盾となっている。（製造業）
- 農林水産省が、平成 29 年 3 月に豆腐・油揚製造業に係る適正取引推進ガイドラインを作成したが、このようなガイドラインは役に立つので、同業者にも周知することとしたい。（製造業）
- 消費税の転嫁拒否等への対策について、消費税率が 5%に引き上げられた際には取引先から多くの値下げ要請があったが、消費税率が 8%に引き上げられた際にはそういった要請は全くなく、非常に大きな効果があった。消費税率が 10%に引き上げられる際には 8%に引き上げられた際と同様に対応いただくことを望む。（サービス業）

下請法違反勧告事件一覧（平成 25 年 4 月 1 日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
25- 1	旭流通システム(株)	役務	H25.4.23	減額(業務改善提案によりコスト削減効果が生じたとして)	9	24,653,977		
25- 2	㈱日本旅行	役務	H25.4.26	減額(ボリュームインセンティブ等)	18	30,180,173 (注4)		
25- 3	三共理化学(株)	製造 修理	H25.5.21	減額(支払時値引き, 協力金)	6	11,461,447		
25- 4	JNC(株)	製造	H25.6.6	減額(遡及適用)	2	35,089,268		
25- 5	㈱ヨークベニマル	製造	H25.6.27	減額(仕入割戻し)	12	172,865,514		
25- 6	㈱マルショウウエンドウ	製造	H25.6.28	減額(歩引き)	21	40,996,060		
25- 7	アズワン(株)【措置請求】	製造	H25.8.9	減額(カタログ協賛値引き, 仕入値引き)	68	27,387,532		
25- 8	㈱トクスイコーポレーション	製造	H25.12.5	不当な経済上の利益の提供要請(生協センターフィー協力費等)			8	12,006,531
25- 9	大久保歯車工業(株)	製造	H26.1.30	減額(歩引き)	26	11,191,521		
25- 10	㈱ショウエイコーポレーション	製造 情報	H26.2.27	減額(値引き)	24	21,807,038		
26- 1	㈱森創	製造 情報	H26.6.27	減額(値引き)	69	48,067,400		
26- 2	㈱ヒマラヤ	製造	H26.6.27	減額(値引き) 返品	45	19,695,336	2	83,890,601
26- 3	㈱サンリブ	製造	H26.6.30	減額(リベート等)	25	65,081,058		
26- 4	㈱大創産業	製造	H26.7.15	返品(上段) 買ったたき(下段)			62	139,157,024
							2	6,578,897
26- 5	北雄ラッキー(株)	製造	H26.8.20	減額(リベート等)	20	16,956,919		
26- 6	㈱マルショク	製造	H26.8.28	減額(リベート等)	24	29,814,207		
26- 7	㈱エスケイジャパン	製造	H27.3.31	減額(歩引き)	37	21,035,449		
27- 1	㈱アマガサ【措置請求】	製造	H27.4.10	減額(支払割引)	21	65,142,852		
27- 2	ゼビオ(株)	製造	H27.7.31	減額(値引き, 遡及適用) 返品	9	13,208,977	4	38,283,097
27- 3	ミヤコ(株)	製造	H27.10.23	減額(セール協賛金値引き, リベート等)	14	21,743,475		
27- 4	㈱大地を守る会	製造	H28.3.25	減額(基本販売協力奨励金, 追加販売協力奨励金)	39	14,855,991		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
28- 1	㈱日本セレモニー	役務 情報	H28.6.14	購入強制(おせち料理等)			144	33,021,500
28- 2	㈱ファミリーマート	製造	H28.8.25	減額(開店時販促費, カラー写真台帳制作費, 売価引き)	20	約650,000,000		
28- 3	㈱シジシージャパン	製造	H28.9.27	減額(分荷・荷捌手数料, 達成リベート等) 不当な経済上の利益の提供要請(特別販促 金, デザイン費等)	23	47,165,685	25	17,488,932
28- 4	㈱JFRオンライン	製造	H28.11.11	減額(買先負担額, 媒体製作費協賛金) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品リユ ース代)(下段)	9	9,230,944	13	333,130,138
							13	390,132
28- 5	㈱ユーシン	製造	H28.11.16	減額(特別費用等)	41	142,682,625		
28- 6	㈱農協観光	役務	H28.11.25	減額(奨励金等)	13	11,633,936		
28- 7	㈱ニッド	製造	H29.2.23	減額(展示会協賛金, プラスワン登録料等)	28	約115,570,000		
28- 8	㈱ブレナス	製造	H29.3.2	減額(半期協賛金, ディスカウントキャンペーン 協賛金) 返品	6	31,608,872	4	2,519,315
28- 9	㈱あらた	製造	H29.3.7	減額(現金引, 基本取引条件, 無返品分担金 等)	10	15,016,075		
28- 10	㈱井筒授与品店	製造	H29.3.16	減額(歩引き)	40	17,881,006		
28- 11	アトムリビンテック㈱	製造	H29.3.22	減額(金利相当額, 協賛金, 歩引き)	39	47,703,052		
29- 1	㈱久世	製造	H29.4.27	減額(特別条件, 年間リベート等)	52	50,439,920		
29- 2	山崎製パン㈱【措置請求】	製造	H29.5.10	減額(ベンダー協賛金, 箸・フォーク代等)	10	46,224,401		
29- 3	寿屋フロンテ㈱	製造	H29.6.23	減額(原低, 遡及適用)	8	18,705,174		
29- 4	タカタ㈱	製造	H29.7.18	減額(一時金, 遡及適用)	64	249,769,538		
29- 5	㈱セブンイレブン・ジャパン	製造	H29.7.21	減額(商品案内作成代, 新店協賛金)	76	227,461,172		

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注4)ユーロによる減額金額(1万4826ユーロ)を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。